

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：東洋シャッター株式会社  
(法人番号4120001085479)  
業者の住所：大阪府大阪市中央区南船場2-3-2南船場  
ハートビル12階
- 2 指名停止措置期間：令和8年6月4日から  
令和8年7月15日まで(6週間)
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重  
県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及  
び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者は、建設業法施行令第1条の2に規定す  
る額を超える下請契約を建設業許可を有しない者との間で締  
結していたことが、建設業法第28条第1項第6号に該当す  
るとして、令和8年2月24日、近畿地方整備局長から監督  
処分(営業停止10日間)を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は「工事請負契約等に係る指名停止等  
の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)  
に該当するため、指名停止措置を行うものである。

### 指名停止措置要領(抄)付表第2

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に 違反し、工事の請負契約の相手方として不適当 であると認められるとき(次号に掲げる場合を 除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内